

令和5年度及び令和6年度

農林水産省地方農政局一般競争（指名競争） 参加資格審査申請手引

（建設工事）

東北農政局	
〒980-0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟 電話：（022）263-1111（代表）内線4150 担当：農村振興部設計課調整係
関東農政局	
〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：（048）600-0600（代表）内線3559 担当：農村振興部設計課調整係
北陸農政局	
〒920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話：（076）263-2161（代表）内線3523 担当：農村振興部設計課調整係
東海農政局	
〒460-8516	名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 電話：（052）201-7271（代表）内線2614 担当：農村振興部設計課調整係
近畿農政局	
〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：（075）451-9161（代表）内線2516 担当：農村振興部設計課調整係
中国四国農政局	
〒700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 電話：（086）224-4511（代表）内線2620 担当：農村振興部設計課調整係
九州農政局	
〒860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟 電話：（096）211-9111（代表）内線4719 担当：農村振興部設計課調整係

ご 注 意

○農林水産省競争参加資格審査の種類について

この手引は、各地方農政局が行う、令和5・6年度の建設工事を対象とした農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請に関する手引です。インターネット一元受付を利用し申請する場合、以下の URL により、ご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

農林水産省が行う競争参加資格の審査は、**地方農政局以外にも複数の部局（大臣官房予算課、林野庁等）において実施しており、それぞれの資格審査において、申請書の提出窓口、申請書類の様式や提出内容、受付の期間が異なります**のでご注意ください。（下表参照）

詳しくは、農林水産省のホームページ（以下の URL）より、ご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/

発注機関	資格審査名称	申請書の提出窓口
農林水産省大臣官房予算課等（※）	農林水産省競争参加資格審査	農林水産省大臣官房予算課
農林水産省森林管理局	農林水産省森林管理局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各森林管理局
◎農林水産省地方農政局 本申請手続きの対象となる機関	農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各地方農政局 農村振興部設計課

（※）農林水産省大臣官房予算課、林野庁（国有林野事業特別会計を除く。）、水産庁、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所

○窓口受付（地方農政局）による申請の廃止について

平成27・28年度の申請受付より、地方農政局及び事業（務）所による窓口受付の申請を廃止しております。

○申請方法について

申請はインターネット一元受付により申請を行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止します。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（共同企業体（経常JV）に関する申請等）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

目 次

〔1〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

1. 公示日及び場所	1
2. 申請方法及び受付期間	1
3. 受付する契約の業種区分	4
4. 申請上の留意事項	4
5. 申請書及び添付書類の作成方法	5
6. 納税証明書（写し可）の提出	1 3
7. 代理申請による委任状の提出	1 3
8. 申請書提出後の変更等の届出	1 3
9. その他	1 4

〔2〕 記載例

〔3〕 申請書様式等

様式1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	[必須]
様式2 営業所一覧表	[必須]
様式3 業態調書	[必須]
様式4 共同企業体等調書	[任意]

競争契約参加資格審査申請書変更届 [変更事項が生じた場合に必須]

資料1-1～1-3 納税証明書（写し可） [必須]

資料2 総合評定値通知書の写し（略）

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。

毎年、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7か月の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

さらに、令和5・6年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件です。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料

の領収書等)の提出が必要です。(インターネット一元受付による申請の場合は、総合評定値通知書の写しの提出は不要です。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出が必要です。)

※当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- ・適用除外誓約書(資料7)

資料3	経常建設共同企業体協定書の写し(別添協定書例を参照)	[任意]
資料4	申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で申請時において合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類(略)	[任意]
資料5	委任状(支店等への権限委任に係る委任状)	[任意]
資料6	委任状(当該申請(変更届含む)行為に係る委任状)	[任意]
資料7	適用除外誓約書	[任意]

注)・[必須]と記されている様式等は、必ず提出してください。

・資料1・資料2については、申請者が用意する書類です。

・[任意]と記されている様式等は、次に該当する場合には必ず提出してください。

- 1) 共同企業体として申請する場合 様式4・資料3
- 2) 合併新設会社又は合併存続会社等で、申請時において合併後5年未満の場合 資料4
- 3) 営業所一覧表(様式2)に支店等営業所を記載した場合 資料5
支店等営業所の競争参加資格確認通知書が届き次第、**資格確認通知書を発行した地方農政局に対して、「委任状」(資料5)を必ず提出してください。**
- 4) 競争参加資格審査申請(変更届合)を行政書士等から代理申請する場合 資料6
- 5) 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険が「適用除外」の場合 資料7

〔1〕一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

令和5年度及び令和6年度における各地方農政局が発注する建設工事の契約に係る一般競争及び指名競争参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

記

1. 公示日及び場所

令和4年10月31日（月）

各地方農政局（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州）

2. 申請方法及び受付期間

申請は、インターネット一元受付により行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止します。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（共同企業体（経常JV）に関する申請等）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

インターネット一元受付により申請される場合、インターネット一元受付に参加している各機関に対して、原則としてひとつのデータで全ての参加機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要はありません。

1) インターネット一元受付により申請する場合

ア. スケジュール

①パスワード発行申請受付期間

令和4年11月1日（火）～令和4年12月28日（水）

※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。必ずパスワード発行申請を受付期間内に行ってください。

令和4年12月28日（水）17:00までに、必ずパスワードの申し込みを終えてください。

②納税証明書等の送信期間

令和4年11月1日（火）～令和5年1月13日（金）

③申請用データ受付期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）

※令和5年1月13日（金）17:00までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。

※システム稼働時間 平日9:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（木）～1月3日（火））の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。

イ. ヘルプデスクの設置

本申請に当たっては、インターネット申請に係る技術的・事務的ご質問に電話でお答えする専用のヘルプデスクを設置します。（インターネット申請以外のご質問等については、申請書の提出窓口にお問い合わせください（表紙参照））。

一元受付ヘルプデスク (受付は終了しました)
電話番号
開設期間 令和4年11月1日(火)～令和5年1月13日(金)
受付時間 9:00～17:00
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日(木)～1月3日(火))を除きます。)

ウ. 納税証明書の取扱いについて

令和5・6年度を有効とする定期の資格審査(建設工事)における納税証明書の取扱いについては、以下のとおりとなっております。

①納税証明書の書式

国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(その3)、(その3の2)、又は(その3の3)(以下「納税証明書その3等」という。)のいずれかの写し・・・未納の税額のないことの証明書

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

②納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

※ 証明年月日が申請書提出前3か月以内のものであること。

③インターネット方式における具体的な取扱い

受付期間(令和4年11月1日(火)～令和5年1月13日(金))内に、**証明年月日が送信日の3ヶ月前までの**納税証明書その3等を以下の方法により送信してください。

・電子納税証明書をシステムのWeb画面から送信する方法

受付期間内に納税証明書その3等が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかったものとみなします。

エ. 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)を受付期間内にシステムにより送信してください。

2) 郵送により申請する場合（**書留郵便**で郵送願います。）

受付期間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月13日（金）

（令和5年1月13日の消印有効）

送付先 **本社(店)が所在する地域を管轄する各地方農政局農村振興部設計課調整係**

（本社(店)が所在する農政局へ申請することで希望する各地方農政局へ登録されます。）

郵送による場合は、別添受付通知票（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。

注) **送付先の地方農政局の所在地及び電話番号については、表紙を参照してください。**

3) 随時受付

- ・今回の受付期間以外は、郵送による随時受付を行いますが、各地方農政局における資格取得が遅れますので了承願います。（随時受付は、原則として当月とりまとめて翌月中に資格の認定を行います。また、年度替わり前の2月又は3月受付分については、さらに遅れます。）

3. 受付する契約の業種区分

受付する契約の業種区分は、次のとおりです。

コード番号	業 種 の 区 分	内 容
01	土木一式工事	土木工事業
02	建築一式工事	建築工事業
08	電気工事	電気工事業
09	管工事	管工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13	舗装工事	舗装工事業
17	塗装工事	塗装工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
24	さく井工事	さく井工事業
99	その他工事	大工工事業 左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 解体工事業

* 99 その他工事 大工工事業 以下の工種（大工工事業から解体工事業まで）は、全て「99その他工事」に含まれますのでご注意ください。

4. 申請上の留意事項（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

1) 申請書の提出部数は1部です。（**本社（店）が所在する地域を管轄する地方農政局に送付してください。**各局の管轄する都府県は、下表のとおりです。）

局 名	管 轄 区 域
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県

近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※ 地方農政局に対する資格審査ですので、**北海道及び沖縄県は管轄区域外**となります。

※ 申請者の本社（店）が北海道に所在する場合にあつては、東北農政局へ、沖縄県の場合にあつては、九州農政局へそれぞれ申請してください。

- 2) 申請書は、**必ず本社（店）名で申請**してください。
- 3) 申請書の定期受付は、隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意してください。
- 4) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とします。
- 5) 提出する書類は、**綴り紐又はホチキス**で綴じてください。
- 6) 申請書への記載は、**黒字ボールペンで記入又はエクセル様式に直接入力**願います。
- 7) 申請書類に用いる文字は、**J I S 第一水準・第二水準に規定されているもの**に限ります。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。
- 8) 資格確認通知書送付用の切手及び封筒は、必要ありません。

5. 申請書及び添付書類の作成方法（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

- 1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）
 - ア. この様式については、**本社（店）についてのみ記載**してください。
 ※印の箇所については、記載しないでください。
 - イ. 「01 新規・更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○を付けてください。
 なお、地方農政局に対し、過去に申請したことがあつても、**前回（令和3・4年度）の申請を行っていない場合は新規**としてください。
 - ウ. 令和3・4年度の資格審査申請を行い登録実績がある場合は、「前回受付番号」欄に各地方農政局長より送付のあつた資格確認通知書の受付番号を必ず記載してください。
 - エ. 「04 建設業許可番号」欄については、許可を受けている建設業の許可番号を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項）の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものを記載してください。

<例>

総合評定値通知書に記載している建設業の許可番号

大臣許可	00-001234号	→	00	—	001234
富山県知事許可	16-012345号	→	16	—	012345

オ. 「06 適格組合証明」欄については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

カ. 「08 法人番号」欄については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合は、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記載してください。

キ. 「09 本社（店）住所」欄については、都道府県からの住所を記載してください。丁目、番地は、－（ハイフン）により記載を省略してください。なお、数字にフリガナはいりません。

ク. 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を示す文字については、下表の略号を用いてください。なお、「10 商号又は名称」欄の**株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないでください。**

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人						
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)						

<例>

カリスマドケン
(株) 仮須間土建

ケ. 「11 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）及び「12 担当者氏名」欄（フリガナを含む。）については、**姓と名前との間は1文字空けてください。**

<例>

タテヤマ ツルギ
立山 剣

コ. 「13 本社（店）電話番号」及び「14 担当者電話番号」並びに「15 本社（店）FAX番号」欄での**市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。**

<例>

123－456－7890

サ. 「16 メールアドレス」については、種々の連絡に対応できるアドレスを記載してください。

なお、メールアドレスをもっていない場合は、「なし」と記載してください。

シ. **「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用してください。**

また、代理申請による委任状を必ず提出してください。（委任状には、委任者の押印は必要ですが、受任者の押印は不要です。）

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

ス. 「18 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付すとともに、[]内に国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

セ. 「19 営業年数」欄には、申請日直近の総合評定値通知書に表示されている営業年数を記載してください。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載してください。

ソ. 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあつては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあつてはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。

タ. 「21 設立年月日」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載してください。

チ. 「22 みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

ツ. 「23 完成工事高」

・「②年間平均完成工事高」については、金額の記載は不要です。

01	土木一式工事	02	建築一式工事	08	電気工事	09	管工事
11	鋼構造物工事	13	舗装工事	17	塗装工事	20	機械器具設置工事
22	電気通信工事	24	さく井工事	99	その他工事		

※ 「99 その他工事」は、上記に示す「01 土木一式工事」～「24 さく井工事」以外の工種区分が対象となります。

・「③申請を希望する部局」については、01～07欄に以下の分類により希望する部局の欄に「○」印を付けてください。

なお、申請できる工種は、建設業法の許可を受けており、かつ、総合評定値通知書（総合評点（P）欄に数値の記載があるもの）で通知を受けている業種に限られます。

01	東北農政局	02	関東農政局	03	北陸農政局	04	東海農政局
05	近畿農政局	06	中国四国農政局	07	九州農政局		

2) 営業所一覧表 (様式2)

記載対象は、本社(店)及び、常時契約を締結できる支店等営業所の登録となりますので、ここに記載する支店等営業所は、農政局及び管内事業(務)所と、営業区域内において常時契約ができることを確認の上、記載してください。(本社(店)の「契約営業所名称」「郵便番号」「所在地」「電話・FAX番号」欄については、記載不要です。また、登録される支店等営業所は、建設業の許可を有し、入札及び契約締結等を行う場合に本社からの委任を資格の有効期間中与えられる営業所等を記載してください。)

- ・営業所登録件数については50営業所まで登録できます。
- ・「建設業許可業種」(上段)の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する総合評定値通知書の中で総合評点(P)欄に数値が記載のある建設業許可業種の欄に○印を付けてください。
- ・「営業区域」(下段)の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する「営業区域」を下記の都府県コードから選び左詰めで記載してください。

※「営業区域」欄の記載については、本社(店)、支店等営業所の都府県コード番号は重複することができます。

コード	都府県名								
00	全国	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
		11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県		
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

- ・更新業者の営業所記載順序に関しては、前回申請を行った順番と同じ順序で記載してください。前回申請時の営業所記載順序が不明な場合には、本社(店)の所在する地方農政局農村振興部設計課調整係へ問い合わせください。
- ・営業所が閉鎖された場合には、営業所名称のみを記載し、所在地欄に「閉鎖のため○○営業所(本社)が事務を引き継ぐ」と記載してください。

<例> 浦和営業所を閉鎖し埼玉営業所が事務を引き継ぐ

契約営業所名称	所在地
浦和営業所	閉鎖のため埼玉営業所が事務を引き継ぐ

- ・今回申請を行わない営業所の場合には、営業所名称のみを記載し、所在地に「今回は申請しない」と記載してください。

<例>

契約営業所名称	所在地
群馬営業所	今回は申請しない

- ・営業所が統合された場合には、閉鎖される営業所については、営業所名称のみを記載し、所在地欄には統合され存続する営業所名称に「〇〇営業所に統合」と記載してください。

<例> 埼玉営業所に大宮営業所を統合（埼玉営業所が存続する）

契約営業所名称	所在地
埼玉営業所	埼玉県川越市石原町・・
大宮営業所	埼玉営業所に統合

- ・営業所が新設された場合には、営業所一覧の最後に追加してください。
- ※別添の様式2の記入例も参照ください。

3) 業態調書（様式3）

ア. 「営業所等の役職者名」の「役職名・氏名」及び「ISO取得状況」欄については、以下に従い記載してください。

- ・「役職名・氏名」欄については、営業所一覧表（様式2）の補足事項を記載するもので、番号はそれぞれ営業所一覧表（様式2）の番号に対応しています。支店等営業所の契約者の役職と氏名を記載し、姓と名の間は1コマ空けて記載してください。
- ・番号000：本社（店）における「役職名」「氏名」欄については記載しないでください。
- ・「ISO取得状況」欄については、ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの直近の更新年月日を、本社（店）、支店等営業所毎に記載してください。（本社（店）で、支店等営業所の認証も含めて取得されている場合は、本社（店）の最終更新年月日と同じ年月日を支店等営業所欄に記入してください。）

イ. 「一般土木工事における希望工種」について、各地方農政局の**一般土木工事への競争参加資格を希望する場合**、下表の工種に限り希望順位を記載していただくこととしていますので、次の記載例により記入してください。なお、この内容は工事希望型競争入札の技術資料の提出を求める者の選定において参考とするものですが、希望順位が最優先されるものではなく、不誠実な行為の有無や技術的等総合的な検討により行われるものです。

希望しない工種がある場合は、無記入としてください。

希望工種	工事内容
(1) 用排水路・河川	用水路及び排水路、用排兼用水路の新設・改修工事 河川における頭首工、築堤、護岸、根固め工事
(2) 管水路・畑かん施設	既製管及びこれに類する既製品を用いる水路の新設・改修工事 樹枝状管網方式及びこれに類する畑かん施設の新設・改修工事
(3) 圃場整備・農用地造成	農地の区画整理工事及び農用地造成工事
(4) トンネル	トンネルの新設・改修工事
(5) 農道	道路の新設・改修工事

<例>

関東農政局と北陸農政局に土木一式工事の申請をし、希望順位を下表とする場合

申請局	希望順位	希望工種
関東農政局	1	(2) 管水路・畑かん施設
	2	(5) 農道
	3	(1) 用排水路・河川
北陸農政局	1	(5) 農道
	2	(3) 圃場整備・農用地造成
	3	(1) 用排水路・河川
	4	(2) 管水路・畑かん施設
	5	(4) トンネル

上記の場合に様式3の「一般土木工事における希望工種」に記載する例

希望工種	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四	九州
(1) 用排水路・河川		3	3				
(2) 管水路・畑かん施設		1	4				
(3) 圃場整備・農用地造成			2				
(4) トンネル			5				
(5) 農道		2	1				

ウ、「資格者等数値」の「農業部門専門技術職員数」の各欄については、以下による範囲に従い当該職員数を記載してください。

- ・「技術士補（農業部門）」とは、技術士法（昭和32年法律第124号）による技術士補であって、かつ、農業部門において「農業土木」又は「農業農村工学」を選択した者をいいます。
- ・「畑地かんがい技士」及び「同技士補」とは、（一社）畑地農業振興会が認定した者をいいます。

4) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しでも差し支えありません。

5) 共同企業体

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と、当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。（「同一工事種別内」とは、「3. 受付する契約の業種区分」のことをいいます。）

ただし、経常建設共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業として登録されていることが必要となりますので、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、単体企業としての登録を取り下げる旨を明らかにした上で申請することになります。

具体的には**単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体を同時に申請する場合は、経常建設共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下**

げるものとしします。」と記載するものとしします。

また、単体企業として登録を受けた後に経常建設共同企業体の申請を行う場合は、当該工事種別について、登録を取り下げる旨の届出（変更届）を添付するものとしします。

申請者は、共同企業体の代表となる業者としします。

ア. 上記1)～3)の書類については、各記載要領の他、以下の事項を参考に記述し提出してください。

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）について

- ・「04 建設業許可番号」欄については、**代表となる業者の許可番号**を記載してください。
- ・商号又は名称は、共同企業体のものを記載してください。
- ・経常建設共同企業体の名称は、経常建設共同企業体協定書（様式は別添経常建設共同企業体協定書例を参考に作成してください。）に記された名称を記載してください。

<例>

[10 商号又は名称]

カリスマドケン・オオテドボク

仮須間土建・大手土木経常建設（共）

商号又は名称の記載については、企業名のあとには必ず経常建設と（ ）内は、「共」と記載し共同企業体とは記載しないでください。

[11 役職]

代表者

代表者名の役職の記載については、代表取締役等ではなく、必ず代表者と記載してください。

[代表者氏名]

タテヤマ ツルギ

立山 剣

[19 営業年数]

- ・営業年数は、構成員の決算日における年数の平均値（1年未満切捨て）を記載してください。

[21 設立年月日]

- ・共同企業体については記載不要です。

②営業所一覧表（様式2）について

記載の対象となる営業所は、代表となる業者の本社とします。

イ. 共同企業体等調書（様式4）

各構成員の総合評定値通知書をもとに数値を転記してください。

ウ. 経常建設共同企業体協定書の写し（別添協定書例参照）

エ. 単体有資格者業者として登録を受けている工事種別を取り下げる旨の変更届

単体有資格者業者として「資格確認通知書」を受け取っている事業者で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う場合に限り提出が必要になります。

なお、変更届には、経常建設共同企業体として登録を受けようとする工事種別を取り下げる旨を記載願います。

オ. 合併計画を明らかにした書面（任意様式）

主観点数及び客観点数に対して加算調整（10%）を希望する場合は、合併の方法（合併形態等）、合併の目的・理由、合併の計画（合併契約締結予定日等）を記載した書面を提出してください。

6) 事業協同組合の場合

ア. 特例扱いを希望しない場合

1) ～ 5) の各記載要領を参照の上記述し、以下の書類を提出してください。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）・・・様式1
- ② 営業所一覧表・・・様式2
- ③ 業態調書・・・様式3

イ. 特例扱いを希望する場合

特例扱いを希望できる事業協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

なお、組合員である建設業者（経営事項審査を受けている者）のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮して審査を行います。

1) ～ 5) の記載要領を参照の上記述し、以下の書類を提出してください。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）・・・様式1
- ② 営業所一覧表・・・様式2
- ③ 業態調書・・・様式3
- ④ 共同企業体等調書・・・様式4

この様式に組合と審査対象者の総合評定値通知書をもとに数値を転記してください。

- ⑤ 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 組合員名簿

7) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア. 申請書の「09 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

イ. 申請書の「10 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号に無い場合には、略号の記載は不要です。

ウ. 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

エ. 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

6. 納税証明書（写し可）の提出

個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

直近1年間における納入状況について、税務署が発行する証明書を提出してください。（証明年月日が申請書提出前3か月以内に発行されたものであること。）

なお、納税証明書（写し可）の添付がなされていない場合には、申請書を受理できません。

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

7. 代理申請による委任状の提出（資料6）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。（正本を提出してください。）

8. 申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、下表の変更事項が生じたときは、速やかに以下により変更届を必ず提出してください。

変更届の受理確認が必要な場合は、別添変更届の受付通知票（変更届）（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、変更届には、受付番号を明記の上、別紙「競争契約参加資格審査申請書変更届」により本社（店）が所在する地域を管轄する地方農政局（本局）の担当窓口（資格審査申請書の提出先と同じ）へ1部提出してください。（郵送可）なお、代理人による申請変更をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。（正本を提出してください。）このほか、支店等の代表者に変更があった場合は、委任状（資料5）を再提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の廃業等に該当することとなったとき	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（ <u>必ずフリガナを付けてください。</u> ）	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ ③ 住民票（写） ＜個人の場合で住所の変更の場合＞ ④ 戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名の変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合（合併・分離を含む）	① 当該事項変更届 ② 登記事項証明書（写） ③ 許可証明書（写）

電話番号等を変更した場合	① 当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合 ※ 登録番号の更新（登録番号が変わらない場合）は、変更届の提出の必要はありません。	① 当該事項変更届 ② 許可・登録等の証明書（写） ③ 総合評定値通知書（写）＜建設業許可業種の追加の場合＞
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合（営業所等の閉鎖・統合を含む）	① 当該事項変更届
営業所、申請希望部局等を追加申請する場合	① 当該事項変更届 ② 様式1(2)、様式2、様式3

※ 資格審査の認定後は、経営規模評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査の結果通知書）の定期更新のみによる、資格審査の変更は受け付けませんので、ご注意ください。

9. その他

資格認定後、以下の手続等が必要となります。

- 1) 営業所一覧表（様式2）に支店等営業所の記載がある場合は、資格確認通知書を発行した局に対して、委任状の提出（資料5）が必要ですので、**競争参加資格確認通知書が届き次第、支店等にかかる委任状を必ず提出**してください。
- 2) 電子入札参加には、電子証明書（ICカード）の取得等が必要となります。

・問い合わせ先：電子入札センター

T E L 048-254-6031（9:00～12:00、13:00～16:00 土日、祝日、年末年始を除く）

F A X 048-254-6041

e-mail help@maff-ebic.go.jp

※郵送による場合のみ

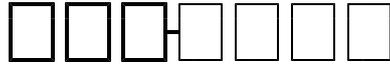
<建設工事>

受 付 通 知 票

[表面]

必ず切手を貼ってください。

切
手



〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

(株) 〇〇建設 御中

[裏面]

注) 裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

<建設工事>



競争参加資格審査申請書受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、確かに受領しましたので通知します。



競争参加資格審査申請書不受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、書類の不備、誤記等があったため、受理できません。
令和 年 月 日 までに申請内容について説明できる方が申請書類の郵送先の地方農政局農村振興部設計課へ来庁（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の上補正するか、又は正規書類を郵送してください。

所定の期間内に申請内容について補正していただかないと、競争参加資格の認定はできなくなりますので、ご注意ください。

受付番号 _____

不受理事由

- 納税証明書（不足）
- 競争参加資格審査申請書（不備・不足）
- 営業所一覧表（不備・不足）
- 業態調書（不備・不足）
- その他

[]

確認印

※変更届を提出される方で、受理確認が必要な場合のみ作成してください。

＜建設工事（変更届）＞ **受付通知票（変更届）**

[表面]

必ず切手を貼ってください。

切手

□ □ □ □ □ □ □

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

(株) 〇〇建設 御中

[裏面]

注) 裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

※変更届の提出年月日を記入願います。

※競争参加資格確認通知書に記載されている受付番号を記載願います。

＜建設工事（変更届）＞

競争参加資格審査申請書変更届受理

貴社から送付された競争参加資格審査申請書変更届については、確かに受領しましたので通知します。

変更届提出年月日 令和 年 月 日

受付番号 _____

接受印

〔2〕 記 載 例 (建設工事)

〔2－1〕記 載 例 （建設工事－単体企業）

様式 1

申請を更新される方は、必ず前回受付番号を記載してください。

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者	06 適格組	令和 年 月 日
	2: 更新	前回受付番号 021534	04 建設業許可番号 00 - 012345	05 規模	合証明	第 号

該当する番号に○をしてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和5年度及び令和6年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容

提出年月日を記載してください。

〇〇農政局長の「〇〇」には、申請書を提出される本社（店）が所在する地域を所管する該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

令和5年 1月 9日
〇〇農政局長 殿

法人番号の指定を受けている場合のみ記載してください。

07 本社（店）郵便番号 300 9722 08 法人番号

フリガナ サイタマケンサイタマシチュウオオクシントシン 都道府県から住所を記載してください。

09 本社（店）住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

フリガナ チヨダケンセツ
10 商号又は名称 (株) 千代田建設

11 役職 代表取締役 姓と名の間は、1文字空けてください。（フリガナを含む。） 営業担当ではなく、申請事務の担当者を記載してください。

フリガナ オオミヤ タロウ フリガナ オオテ ジロウ
代表者氏名 大宮 太郎 12 担当者氏名 大手 次郎

13 本社（店）電話番号 048-600-0600 担当者電話番号 048-600-0600 (内線番号 3506)

審査基準日における雇用期間を特に「限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。

15 本社（店）FAX番号 048-600-0624

16 メールアドレス nousui@syou.go.jp

17 申請代理人 申請代理人 郵便番号 申請代理人 住所 申請代理人 氏名 申請代理人 電話番号

申請日直近の総合評価値通知書に表示されている営業年数を記載してください。

18 外資状況 1 外国籍会社 [国名:] 2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%) 3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: % (外資比率: %)) 19 営業年数 12年 20 総職員数 1234 (人)

21 設立年月日（和暦） 登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。 登録事項証明書記載の設立年月日を記載してください。 いずれかにチェックを入れること。

明治 大正 昭和 平成 令和
44 年 3 月 3 日

みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。（以下同じ）

様式1(2)

※受付番号

※業者コード

経営事項審査を受けている工種のうち、申請を希望する部局に○を付けてください。

23	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局							合計	
			01	02	03	04	05	06	07		
			東北局	関東局	北陸局	東海局	近畿局	中四局	九州局		
完成工事高	01	土木一式工事		○	○	○	○	○			5
	02	建築一式工事			○			○			2
	08	電気工事									
	09	管工事			○			○			2
	11	鋼構造物工事									
	13	舗装工事			○			○			2
	17	塗装工事									
	20	機械器具設置工事									
	22	電気通信工事									
	24	さく井工事									
	99	その他工事		○	○	○	○	○			5
		その他									
		合計		2	5	2	2	5			16

総合評定値通知書等で審査を受けている上記の工種区分
 (「01 土木一式工事」～「24さく井工事」)
 以外の工種区分を指します。

この欄は記入の必要はありません。

(注) ②年間平均完成工事高欄については、記載不要。

[2-2] 記載例 (建設工事－經常建設共同企業体)

様式 1

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者	06 適格組	令和 年 月 日
	2: 更新	前回受付番号	04 建設業許可番号 00 - 002345	05 規模	合証明	第 号

申請を更新される共同企業体は、必ず前回受付番号を記載してください。

代表となる業者の許可番号を記載してください。

該当する番号に○をしてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和5年度及び令和6年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和5年 1月 9日

提出年月日を記載してください。

〇〇農政局長の「〇〇」には、申請を提出される本社（店）が所在する地域を管轄する該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

〇〇農政局長 殿

法人番号の指定を受けている場合のみ記載してください。

07 本社（店）郵便番号	300 0001	08 法人番号	
フリガナ	サイタマケンサイタマシチュウオオクシントシン		
09 本社（店）住所	埼玉県さいたま市中央区新都心3-2		
フリガナ	オオタドケン・チュウオウドボク		
10 商号又は名称	大田土建・中央土木経常建設（共）		

都道府県から住所を記載してください。

必ず「代表者」と記載してください。

営業担当ではなく、申請事務の担当者を記載してください。

11 役職	代表者	12 担当者氏名	
フリガナ	オオミヤ タロウ	フリガナ	オオテ ジロウ
代表者氏名	大宮 太郎	担当者氏名	大手 次郎

姓と名の間は、1文字空けてください。（フリガナを含む。）

代表となる業者の電話及びFAX番号を記載してください。

構成員それぞれの審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を加えた数の合計数を記載してください。

13 本社（店）電話番号	048-700-7000	担当者電話番号	048-700-7002
15 本社（店）FAX番号	048-700-7001	(内線番号)	

16 メールアドレス	nousui@syou.go.jp			
17 申請代理人	申請代理人 郵便番号	申請代理人 住所	申請代理人 氏名	申請代理人 電話番号

構成員それぞれの申請日直近の総合評価値通知書に表示されている営業年数の平均値（1年未満切捨て）を右詰めで記載してください。

18 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	19 営業年数	12 年
20 総職員数	345 (人)				

21 設立年月日（和暦）	共同企業体は記載しない。
明治 大正	年 月 日
昭和 平成	
令和	

22 みなし大企業	いずれかにチェックを入れること
<input type="checkbox"/>	下記のいずれかに該当する
<input checked="" type="checkbox"/>	該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。（以下同じ）

様式1(2)

※受付番号

※業者コード

構成員全てが共通して経営事項審査を受けている工種のうち、申請を希望する部に○を付けてください。

23	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局								
			01 東北局	02 関東局	03 北陸局	04 東海局	05 近畿局	06 中四局	07 九州局	合計	
完成工事	01 土木一式工事			○						1	
	02 建築一式工事			○						1	
	08 電気工事										
	09 管工事										
	11 鋼構造物工事										
	13 舗装工事				○					1	
	17 塗装工事										
	20 機械器具設置工事										
	高	22 電気通信工事									
		24 さく井工事									
99 その他工事											
	その他										
	合計								3	3	

総合評定値通知書等で審査を受けている上記の工種区分
 (「01 土木一式工事」～「24 さく井工事」)
 以外の工種区分を指します。

この欄は記入の必要はありません。

(注) ②年間平均完成工事高欄については、記載不要。

様式4(1)

※受付番号 ※業者コード

共同企業体等調書(その1)

建設工事の種類	技術職員																		合計												
	1級						1級(講習受講)						2級							その他											
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計		①	②	③	④	⑤	⑥or計						
01 土木一式工事	1	0	5			1													2	3	8			3							46
02 建築一式工事	2	3				5													1	1	2			1							18
08 電気工事																															
09 管工事																															
11 鋼構造工事																															
13 舗装工事	5	1	0			1															3			3							18
17 塗装工事																															
20 機械器具設置工事																															
22 電気通信工事																															
24 さく井工事																															
99 その他工事																															
合計	1	7	1	8		3													3	4	1	3		4							82

総合評定値通知書に記載された技術職員数(1級)の人数を転記してください。

総合評定値通知書に記載された技術職員数(2級)の人数を転記してください。

技術職員数(1級)の合計人数を記載してください。

技術職員数(2級)の合計人数を記載してください。

全技術職員数の合計人数を記載してください。

項目	建設工事の種類	区分	①	②	③or計	※数値	※点数	※合計	※評点
X 1	01 土木一式工事	年間平均完成工事高(千円)	64,000	33,000					
	02 建築一式工事		24,000						
	13 舗装工事		50,000						
Z	01 土木一式工事	年間平均元請完成工事高(千円)							
	02 建築一式工事								
	13 舗装工事								

各構成員の年間平均完成工事高の金額(単位:千円)を総合評定値通知書の「完成工事高」の「3年平均」から転記してください。

各構成員の年間平均元請完成工事高の金額(単位:千円)を総合評定値通知書の「元請完成工事高」の「3年平均」から転記してください。

総合評定値通知書に記載された自己資本額及び利益額の数値を転記してください。

総合評定値通知書に記載された経営状況評点(Y)を転記してください。

総合評定値通知書に記載されたその他の審査項目評点(W)を転記してください。

経常建設共同企業体と単体の同時工種登録は出来ないため、余白に単体の登録を取り下げる旨の表示が必要です。

経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下げるものとします。

項目	区	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点
X 2	自己資本額(千円)								
	利益額(千円)								
Y	経営状況(評点)	2	0	7					
W	その他の審査項目(評点)	1	8	4	1	0	3		

〔2－3〕 記 載 例 (変 更 届 一 共 通)

競争契約参加資格審査申請書変更届 (建設工事) 測量・建設コンサル

申請をしてある業種及び申請局を○で囲んでください。

令和5年8月9日

関東農政局長 殿

提出年月日を忘れずに記入してください。

複数局に申請してある場合であっても、本社(店)が所在する地方農政局長あてのみの提出で可。

地方農政局より送付のあった資格確認通知書にある受付番号を記載してください。

代理人による申請を行う場合は、申請代理人の住所、氏名を記載してください。

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州
 受付番号 020001
 住所 〒330-9722
 埼玉県さいたま市北袋町1-21-2

商号又は名称 大宮建設(株)
 代表者氏名 浦和次朗
 (担当者氏名) 与野三郎

申請代理人
 住所 〒103-0001
 東京都中央区日本橋小伝馬町1-2-3
 氏名 田中農水

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項をわかりやすく記載し、変更事項が決定次第早急に提出してください。

変更事項	変更前	変更後
<p>変更事項の変更前及び変更後の記載例は次ページを参考にしてください。</p>		

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

◎登記簿謄本の写し

記載要領

- 申請部数は登録業種(建設工事、測量・建設コンサルタント等)別に1部とし、本社(店)が所在する地方農政局(本局)の担当窓口へ郵送願います。
- 登録されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量・建設コンサルタント等)に○印を付すこと。
- 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に○印を付すこと。
- 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照してください。
- 〇〇農政局長の「〇〇」には、当該農政局名称を記載してください。(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。)

変更事項の変更前及び変更後の記載例

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
<p>例1．代表者及び支店長が変更した場合 (代表者が変更した場合は、<u>新代表者氏名にフリガナを記入すること。</u>)</p>			
代表者氏名及び役職	代表取締役 ○○ ○○	代表取締役社長 マルマル マルマル	R○.○.○
受任者の変更	名古屋支店 支店長 ○○ ○○	執行役員支店長 ○○ ○○	R○.○.○
<p>例2．本社及び支店の住所が変更した場合 (本社の住所が変更した場合は、<u>新住所にフリガナを記入すること。</u>)</p>			
本社の住所	〒△△△-△△△△ 東京都千代田区霞が関○○-○	〒□□□-□□□□ <small>トウキョウトチユウオウクニホンバシ</small> 東京都中央区日本橋△△-△	R○.○.○
支店の住所	名古屋支店 〒○○○-○○○○ 愛知県名古屋市中区○○□□-□□	〒○○○-△△△△ 愛知県名古屋市東区△△町○○-○○	R○.○.○

〔3〕 申 請 書 様 式 （ 建 設 工 事 ）

注) 申請に当たっては、この冊子の用紙をお使いください。
なお、必要に応じてこの用紙を適宜複写し使用してください。

様式 1

01	1: 新規	※02受付番号		※03 業者コード		※申請者		06適格組	令和 年 月 日
	2: 更新	前回受付番号		04 建設業許可番号	—	05の規模		合証明	第 号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和5年度及び令和6年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

07 本社（店）郵便番号 08 法人番号

フリガナ

09 本社（店）住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

12 担当者氏名

13 本社（店）電話番号 14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店) F A X 番号

16 メールアドレス

17 申請代理人 申請代理人 郵便番号

申請代理人 住 所

申請代理人 氏 名 申請代理人 電話番号

18 外 資 状 況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %)	19 営業年数 <input type="text"/> 年
-------------------	------------------------------------	--	--------------------------------

20 総職員数

(人)

21 設立年月日（和暦）
 明治 大正 年 月 日
 昭和 平成
 令和

22 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。（以下同じ）

様式1(2)

※受付番号	
-------	--

※業者コード	
--------	--

23	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③申請を希望する部局								
			01	02	03	04	05	06	07	合計	
			東北局	関東局	北陸局	東海局	近畿局	中四局	九州局		
完成工事高	01	土木一式工事									
	02	建築一式工事									
	08	電気工事									
	09	管工事									
	11	鋼構造物工事									
	13	舗装工事									
	17	塗装工事									
	20	機械器具設置工事									
	22	電気通信工事									
	24	さく井工事									
	99	その他工事									
		その他									
	合計										

(注) ②年間平均完成工事高欄については、記載不用。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和 年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名)

申請代理人

住 所 〒

氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部として、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ郵送願います。
- 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に〇印を付すこと。
- 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に〇印を付すこと。
- 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照して下さい。
- 〇〇農政局長の「〇〇」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規程により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

農林水産省〇〇農政局発注に係る下記工事については、〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 農林水産省〇〇農政局発注に係る全工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇経常建設共同企業体

代表者	〇〇建設株式会社		
	代表取締役	〇〇〇〇	印
	〇〇建設株式会社		
	代表取締役	〇〇〇〇	印

- 注) ① 2以上の農政局へ申請する場合は〇〇に地方と記入し、1農政局へ申請する場合は当該農政局名を記入すること。
- ② 共同企業体協定書の写しとともに、この「〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを提出すること。
- ③ 出資の割合は、工事単位で変更することができるものとする。
なお、変更する場合は、〇〇に当該農政局名を記入し、工事の名称欄に当該工事名を記入したこの「〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを入札時に再度提出すること。

(資料 1 - 1)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3) ・ ・ ・ 個人、法人兼用
(未納の税額のないことの証明)

- ※ 個人の場合 ・ ・ ・ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- 法人の場合 ・ ・ ・ 法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書

(その 3 ・ 未納税額の無い証明用)

住所 (納税地)

氏名 (名称)

税について未納の税額はありません。

対象となる税目が不足なく記載されている必要があります。不足している場合は、不受理となりますので、ご注意ください。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 1 - 2)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3 の 3) ・ ・ ・ 法人の場合
(「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その 3 の 3 ・ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所 (納税地)

氏名 (名称)

代表者

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 1 - 3)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3 の 2) ・ ・ ・ 個人の場合
(「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その 3 の 2 ・ 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所 (納税地)

氏名 (名称)

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料5)

委 任 状

受任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は、〇〇^{※1}農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する 建設工事契約／
測量・建設コンサルタント等契約^{※2} に係る一般競争（指名競争）参加資格につい
て、上記の者を受任者と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

委任期間^{※3} 令和 年 月 日から
委任期間^{※3} 令和 年 月 日まで

委任事項 1. 入札及び見積に関する一切の件
2. 契約締結並びに施工に関する一切の件
3. 代金の請求及び受領に関する一切の件
4. 保証金の納付及び還付に関する一切の件
5. 上記権限の範囲内における復代理人選任に関する件
(6. 共同企業体結成に関する一切の件^{※4})

委任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録印

令和 年 月 日

〇〇^{※1}農政局長 殿

(ご注意)

- ※1 「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。
(東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。)
- ※2 「建設工事契約」又は「測量・建設コンサルタント等契約」のどちらかを選択して不要部分は
削除してください。
- ※3 委任期間開始日は提出日を、委任期間満了日は当該資格の有効期限日（令和7年3月31日）
以内の日を設定してください。
- ※4 必要に応じて、共同企業体結成に関する件について記載してください。（省略可能）

(資料6)

委 任 状

受任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は上記の者を代理人と定め、〇〇※¹農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する建設工事契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

記

委任事項 1. 申請（変更届含）書類の作成
2. 申請（変更届含）代理
3. 記載事項の訂正

委任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録印

令和 年 月 日

〇〇※¹農政局長 殿

（ご注意）

※1 「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。

（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

※2 委任事項についてはあくまで参考とし、委任内容に応じた記載をしてください。

(資料7) 作成例

令和 年 月 日

〇〇*農政局長 殿

申請者
商号又は名称
代表者役職・氏名

適用除外誓約書

別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(ご注意)

※「〇〇」には、該当農政局名称を記載してください。

(東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。)

(別紙)

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関(○○年金事務所○○課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のみ法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関(ハローワーク○○ ○○課)に問い合わせを行い判断しました。